

議第3号

岐阜県教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずる措置に関する規則の一部を改正する規則について

岐阜県教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずる措置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和6年11月20日提出

岐阜県教育委員会
教育長 堀 貴 雄

(提案理由)

公立学校の教育職員に対し1年単位の変形労働時間制を導入することに伴い、所要の規定整備を行うため。

<関連法令>

○教育長に対する権限の委任等に関する規則

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。)第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。)の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十まで 略

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

十二から二十まで 略

2 略

岐阜県教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を
図るために講ずる措置に関する規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の趣旨

公立学校の教育職員に対し1年単位の変形労働時間制を導入することに
伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

- ・1年単位の変形労働時間制に係る時間外在校等時間の上限時間の規定
を追加する。(第2条第1項及び第2項)
- ・その他所要の規定の整理を行う。

3 施行日

令和7年4月1日

岐阜県教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずる措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

岐阜県教育委員会

教育長 堀 貴 雄

岐阜県教育委員会規則第 号

岐阜県教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずる措置に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずる措置に関する規則（令和二年岐阜県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第3(1)」を「第二章第一節(1)」に改め、同項第一号中「四十五時間」の下に「(条例第五条第一項の規定により勤務時間の割振りを定める場合にあつては、一箇月について四十二時間)」を加え、同項第二号中「三百六十時間」の下に「(条例第五条第一項の規定により勤務時間の割振りを定める場合にあつては、一年について三百二十時間)」を加え、同条第二項第二号中「四十五時間」の下に「(条例第五条第一項の規定により勤務時間の割振りを定める場合にあつては、四十二時間)」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

岐阜県教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずる措置に関する規則（令和二年岐阜県教育委員会規則第三号）
新旧対照表

（新）

第一条 略

（時間外在校等時間の上限方針）

第二条 教育委員会は、教育職員の在校等時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和二年文部科学省告示第一号）第二章第一節(1)に規定する在校等時間をいう。）から所定の勤務時間（条例第六条第一項各号に掲げる日以外の日における正規の勤務時間（同項に規定する正規の勤務時間をいう。）をいう。以下同じ。）を除いた時間（以下「時間外在校等時間」という。）が次に掲げる時間の範囲内となるよう、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

一 一箇月について四十五時間（条例第五条第一項の規定により勤務時間の割振りをする場合）であつては、一箇月について四十二時間

二 一年について三百六十時間（条例第五条第一項の規定により勤務時間の割振りをする場合）であつては、一年について三百二十時間

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合は、次の各号に掲げる時間又は月数がそれぞれ当該各号に定める時間又は月数の範囲内となるよう、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

一 略

二 一年のうち一箇月における時間外在校等時間が四十五時間（条例第五条第一項の規定により勤務時間の割振りを定める場合）であつては、四十二時間）を超える月数 六箇月

三 略

3 略

第三条 略

附則 略

（旧）

第一条 略

（時間外在校等時間の上限方針）

第二条 教育委員会は、教育職員の在校等時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和二年文部科学省告示第一号）第3(1)に規定する在校等時間をいう。）から所定の勤務時間（条例第六条第一項各号に掲げる日以外の日における正規の勤務時間（同項に規定する正規の勤務時間をいう。）をいう。以下同じ。）を除いた時間（以下「時間外在校等時間」という。）が次に掲げる時間の範囲内となるよう、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

一 一箇月について四十五時間

二 一年について三百六十時間

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合は、次の各号に掲げる時間又は月数がそれぞれ当該各号に定める時間又は月数の範囲内となるよう、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

一 略

二 一年のうち一箇月における時間外在校等時間が四十五時間）を超える月数 六箇月

三 略

3 略

第三条 略

附則 略